**事務委任の整理【浜松市】**

浜松市では、水道法によらない飲料水供給施設や水道未普及地域（以下，「小規模水道」）の事務について、市の衛生部局から浜松市上下水道局へ事務委任されている。その内容について、下記のとおり整理する。

**１　地方自治法上の事務分掌**

地方公共団体の事務分掌は，地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、設置する市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務を条例で定めるものとしている。これにより浜松市では、「浜松市事務分掌条例」によって事務分掌を定めており、小規模水道に係る事務は「健康福祉部」の「保健衛生に関する事項」として定められている。

○**地方自治法**

**第一五八条**普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

**２　地方公営企業法上の事務**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第4条の規定により、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない」となっている。これにより浜松市では、「浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」によって、市が経営する水道事業及び下水道事業の設置、経営の基本に関する事項等について必要な事項を定めており、給水区域外にある小規模水道に係る事項は浜松市水道事業の業務対象外である。

○**地方公営企業法**

**第四条　地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。**

**３　事務委任の整理**

市の衛生部局の事務である小規模水道であるが、水道における技術的なノウハウは実際に水道事業を運営する浜松市上下水道局の方がより多くの情報・知識を有している。そのため、浜松市では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、市の衛生部局から浜松市上下水道局へ事務委任（詳しい委任の内容は「浜松市水道事業及び下水道事業管理者に対する事務の委任等に関する規則」参照）を行っている。

○**地方公営企業法**

**第一五三条　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。**

**【参考】**

**○浜松市事務分掌条例**

<http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_honbun/o700RG00000073.html#joubun-toc-span>

**○浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例**

<http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_honbun/o700RG00000628.html>

**○浜松市水道事業及び下水道事業管理者に対する事務の委任等に関する規則**

<http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_honbun/o700RG00001103.html>